

米谷金城と『墓碑考』

石田 肇

一

江戸時代後期の京都は伏見の人、米谷金城（一七五八―一八二四）は今日までほとんど注目されることはなかったといえよう。姓は平尾であるが、金城の時に米谷とし、諱は寅、字は子虎、宝暦八年戊寅十二月八日に生まれ、寅年の生まれであり、諱も字もこれに因っている。号は金城、または桃邱、書齋を似月といい、似月先生といわれ、俗に次郎八と呼ばれた人物である。金城については近藤春雄『日本漢文学大事典』（明治書院、昭和六十年）にはあげられていず、管見の限りでは小川貫道『漢学者伝記及著述集覧』（関書院、昭和十年）や関儀一郎『近世漢学者著述目録大成』（東洋図書刊行会、昭和十六年）であげられてはいる。前者は「こめやきんじょう」とし、後者には振り仮名は

なく、姓をなんと読むのかは判然としないが、後者の依拠した『大日本人名辞書』（同刊行会）は「こめやきんじょう」としている。このような事情もあつてか長澤規矩也・長澤孝三『漢文学者総覧』（汲古書院、昭和五十四年）では1948と4823に重複してあげられており、おそらく後者では「へよねたに」あるいは「へよねや」と読んでいると思われる。彼の菩提寺である伏見区西大手町の浄土宗願生寺がしやうでも、読み方は定かではないという。姓の読み方すらはつきりしない人物なのである。小稿ではとりあえず「こめや」と読むことにする。

一方、彼は多くの著述を残したが、その主著である『墓碑考』も同様に今日まで注目されることはなく、入田整三『日本金石文綱要』（雄山閣、昭和十二年）の第十章「我が国金石文の書籍」にはあげられていず、また神田喜一郎『日本金石学の沿革』（『日本金石図録』二女社、

一九七二年。『神田喜一郎全集』巻八、同朋舎出版、昭和六十二年。）でもあげられていない。『墓碑考』が中国の金石を対象としているからであろうか。このような次第で、今日までほとんど注目されることになかった金城および『墓碑考』を取りあげることが、江戸時代後期の金石学を考えるうえで意義あることといえよう。そこで小稿では彼について素描し、『墓碑考』は日本金石学史にあつて重要な著作であることを論じることにはしたい。

二

金城を取りあげた論考は管見の限りではないようであるが、彼について断片的に取りあげられたことはあり、一例をあげれば森銃三である^(註一)。彼の伝記の基本的な史料は松本慎「金城米谷先生墓誌銘」(『愚山文集』後集上、『事実文編』五十二。以下「墓誌銘」)、藤原豊季「金城米谷居士墓表」(碑文は寺田貞次『京都名家墳墓録』山本文華堂、大正十一年、『京都府伏見町誌』伏見町役場、昭和四年、にみえる。以下「墓表」)であり、村上恒夫「金城先生小伝」(『墓碑考』所載、以下「小伝」)、小石龍『墓碑考』跋文(以下「跋文」)である。『伏見町誌』には「墓表」と「小伝」、「跋文」をふまえた伝記が掲載されており、要を得ている。「墓表」は願生寺の本堂前に現存しており、方丈の上に高さ一五五、幅六一cmの大きさであるが(図II)、下部は一部剥落して傷みが進んでいる状態であり、保存の方途が図られるべきであろう。墓も現存

し、墓石表面に「金城米谷先生之墓」とあり、墓石左側に「孝男文豹立」とある簡素なもので、墓石は高さ八八、幅三二cmであり(図I)、文豹は金城の息子である。

金城の行状は村上恒夫(号は聴雨、慶応二年七三歳没)によって書かれた。彼は「小伝」では金城の門人とあり、「墓誌銘」では金城の姻戚で受業の弟子であるという。行状を書くには一番ふさわしい人物であったであろう。彼は行状を書き終えると、皆川淇園(一七三四〜一八〇七)のもとで金城と同門であつた松本慎(号は愚山、天保五年八四歳没)に金城の墓誌銘を依頼し、一方、金城の友人であつた源龍(北小路梅莊、弘化元年八二歳没)に託して藤原豊季に銘を請うた。これが「墓表」である。行状をもとに淇園門下の二人によって「墓誌銘」と「墓表」が撰文されたことになる。行状は失われたようであるが、両者が金城の伝記の基本ということになる。内容はほぼ同じではあるが「墓誌銘」のほうが詳しい。「小伝」は行状の撰者村上によって弘化三年(一八四六)に書かれ、「墓誌銘」と「墓表」に見えない記述もあり、また金城没後二十年餘をへたためか、簡明な記述になっている。「跋文」は金城と皆川淇園のもとで同門であつた小石大愚(文化五年六六歳没)の子である龍(号は檉園、嘉永二年六六歳没)によるもので、金城に叔父の礼をもつてつかえたといい、金城の為人の一面を伝えていている。以下、これら史料をふまえて金城について素描しておく。

金城は市井の商人であるから、その家系には不分明なところもある。

法諡単念道清からその家系が知られるが、「墓誌銘」に「不詳其氏族、蓋有所避也」とあるように姓は不明である。道清の子である法諡道爾（一六一七〜八三）の子は夭折し、そこで近江国甲賀郡浅宮村の平尾家から嗣子を迎え、これが法諡清安で、以後、平尾氏を称したという。清安の子が珍居で法諡清安であり、金城の祖父になる。金城の父は英昇で法諡浄薫、井上氏との間に金城が生まれた。家業は「墓誌銘」では「家世服賈、戸号大坂、蓋其祖先従大坂挈家徙住者也」とあり、「墓表」では「家世業漁網差撥」とあり、「小伝」は「家世業連魚」とし、願生寺の過去帳には文政七申年（一八二四）に「五月十七日 金城米谷居士 荷付治良兵衛父」とある。^(註三) おそらくこの家系は大坂の出身で、大坂屋という漁業関係の店を経営し、漁網の販売や魚の運送をしていたのであろう。前掲『伏見町誌』では家は宇治川の支流に面する柿木浜にあつたと記すが、その典拠は未詳である。

金城は二歳の折に母を、十歳で父を失った。「墓誌銘」によると、最初の妻は季父浄覚の長女で、二男一女があり、継室との間には子はなかった。長男は夭折したが、次男は文豹で、娘は「女先没」とある。金城は平尾氏が絶えたことを知り、文豹に平尾姓を継がせ、文豹には二男二女があり、長男は夭折、長女は小泉氏に嫁ぎ、次女は「墓誌銘」では嫁がず、次男は大武とあった。「墓誌銘」には「常恨其氏族没而不伝、卜之得米字」とあつて、金城は米谷姓を名乗った。この時期は「墓表」に「寛政庚申年、府尹特賜其所漁之鯉魚以褒之、其名益彰。子虎嘗悲失家姓、因卜得米字、乃定為米谷氏」とあることを勘案すると、^(註四)

一八〇〇年頃のことであろう。「墓誌銘」には「別令女婿某為米谷氏嗣」とあり、この女は金城より先に没した娘で、女婿が米谷姓を継いだことになる。一方、「墓表」には「外孫大武繼米谷氏」とあり、文豹の子の大武が米谷姓を継いだことが知られる。文豹は平尾氏を名乗り、金城は米谷氏であつたので、大武を外孫としたのであろうか。『京都名家墳墓録』によると、金城の子孫は不明で、大阪府南区瓦屋町の小森利吉郎がその縁者であると記す。現在、願生寺では金城の墓は無縁であり、関係者は知られない。金城は「金城先生」と呼ばれて墓は維持されているが、掃苔する人はいないという。

金城の略歴を記すと、若くして両親を失い、家は負債が多く、金城は勤儉につとめて家を復興し、一方、学問に励み、伏見出身で彦根藩儒を務めた龍草廬（一七一五〜九二）に学ぶことになる。草廬が藩儒をやめて京都の四条に移つたのは安永三年（一七七四）のことであるから、金城は二十歳前後の頃から家業の余暇に京都に通つたのである。おそらく草廬の没後、金城三十四五歳の頃、小石大愚の紹介で皆川淇園の門下となり、学ぶこと二年にして「白足弟子」といわれたという。大愚の嗣子龍が幼かつたので、金城に後事を託したのはこの頃のことであろう。「墓表」では淇園に学んで「往来問字幾二十年、其学遂成」というのだから、これは草廬の没年から淇園の没年まで、十五年前後のことであろう。この間に、前記した府尹つまり京都所司代から鯉を賜つたことや、姓を米谷に代えたことがあつたのである。

「小伝」によると、淇園が七十歳を超え、教えを受ける期間も短い

と思い、家督を文豹に譲って京都に住み、朝夕、淇園に師事した。金城五十歳の頃である。淇園が没すると、京都で教授することになり、生徒も多かった。ところが家業は傾き、およそ十年をかけて再建すると、再び京都の四条で教授したのであった。その後、七年にして病を得て伏見に帰り、文政七年五月十七日に没した。願生寺の過去帳の天保元年（一八三〇）に「九月十一日 泰菴儉良士 荷付治良兵衛」とある。この人物は文豹であろうか。文豹だとすると、彼は金城が亡くなって六年後に没したことになる。

金城は龍草廬に学んだのであるが、「墓表」は「師事龍草廬、草廬器之」と記すのみであり、前掲『伏見町誌』によれば金城はその学統にはあげられていない。「墓誌銘」はこの間の事情を「近世人物草廬龍氏、惟以善書及詩著。然而未有若似月先生学問文辞為人所推服者也」と記しており、書や詩に優れた草廬のもとでは金城の学問文辞は評価されなかったとする。このような金城の学問は皆川淇園のもとで開花したことになる。金城が淇園の没年まで師事したのは当然のことであったし、後述のように淇園の著作の増補を行ったのである。

金城の著述は多いが刊行されたものは少なく、それらも今日まで多くは伝わっていないようで、彼の学問の全体像は未解明である。「墓誌銘」に松本慎が「其初謁師之日、首受礼記、以世乏習礼記者也」と記すように、松本が金城に師事した折、『礼記』を重要視しており、また「嘗謂、春秋不必須伝而後明経、因作春秋存疑。向已刻行。一旦、翻然而悟曰、此決非垂教於後世之書。乃著春秋論」とあり、以下に金

城の著述である『礼記釈解』、『莊子集説』、『墓碑考』、『読書題□』、『雜器異名(考)』、『綴文蔵機』、『詞華府』、『助字略解』、『虚字統解』をあがっている。金城が『春秋』に執着したことがわかり、『春秋存疑』は享和年間の刊本の存在が知られ、『墓誌銘』にも見えるように金城の在世中に刊行されていたが、『春秋論』は刊行されなかったようで、彼の『春秋』に関わる議論については今後の検討課題としたい。「墓表」、『小伝』には『読書題□』はあげられていず、代わりに『藝林鳴毅』があげられている。

これらの著述のうち、『助字略解』の刊本は知られないが、皆川淇園著（皆川允・中川恪校）で文化八年の戸部知底の序を持つ『助字略解』は知られ、それらは文化十年などの刊本であって、淇園在世中の刊行である。ところが金城が増補した写本『助字詳解』の存在が知られるので、「墓誌銘」があげる『助字略解』はこの『助字詳解』を指すのかもしれない。淇園没後、金城は『助字略解』の増補完成に努めたのである。「墓碑考」も刊本が存在するが、その刊行は金城没後のことである。「墓誌銘」や「墓表」にあげられていない著作に『二経要領』があり、村上恒夫補訂の写本の存在が知られる。神宮文庫のそれは嘉永元年の写本で、金城の『春秋論』と村上の『詩論』からなる。「墓碑考」も村上の校補であり、彼は金城の学問の顕彰に努めたといえよう。

金城の著述はその書名から推測すると、『虚字統解』は淇園の『虚字詳解』を受けたもので、『助字詳解』のように淇園の著作を増補したものである。淇園には『大学釈解』のように釈解と題した著作が多い

が『礼記』のそれはなく、金城の『礼記釈解』は淇園の学問をふまえたものであろう。『綴文蔵機』や『詞華府』は文章論であらうし、『読書題□』や『藝林鳴毅』などは読書簡記の類であらう。『雑器異名(考)』は小稿の課題である『墓碑考』とともに具体的な器物の考察であらう。

金城の学問について「墓誌銘」は「其在家居業之日、声名籍甚、四方来学者既多。雖然不敢以儒自任、而独以著述為事。如委巷瑣屑之談、亦必研究而止、故戸外履常滿。」と記す。市井にあつて儒者を任ぜず著述に励み、巷の細々としたことにも関心を持つて究明したので、金城に学ぶ者が絶えなかつた、というのである。「墓誌銘」はこれに続けて、既に引用した「墓表」の府尹(鎮台)が鯉を賜つたことを記している。淇園の学統を引くとともに、市井の学者として任じていたのである。「墓表」は「嘗語人云、致富之道無他克己而已矣。夫世学者卒皆疎事情迂世務、而其才学双美、如子虎者鮮矣。」と記し、致富の道は克己にあるのみだと、人に言つたとし、いわば町人学者として事情世務に詳しく才学の両者の備つた金城のような人物はすくない、とするのである。

金城の風貌について「跋文」は「先生短軀方面、隆鼻甚口、而音吐朗快、言談風生。喜論歴史、且弁当世之事務。」と記す。背は低くくて四角い顔で、鼻は高く口は大きいという。音吐朗快な話しぶり、風が生じるようであり、歴史を論じることを好み、当世の事務を弁じたという。これに続けて小石大愚の言葉として「子虎有才略。若使之出龜正之間而得所遇、則当任帷幄。其所建議、必有大可觀者矣。」とある。

金城には才略があり、元龜・天正の織田信長・豊臣秀吉が活躍した時代にそのところを得れば、その議論には大いに観るべきものがあつたであらうというのである。

以上、「墓誌銘」や「墓表」の記述に基づいて金城について素描した。これらの記述は史料の性格上いささか過褒の気味はあるが、二度にわたつて家業を復興した手腕と淇園に連なる学問は、町人学者として面目躍如たるものがあるといつてよいであらう。

三

金城の著作のひとつである『墓碑考』は先述のように今日まで取りあげられることはなかつた。そこで小稿ではこの書物を紹介して日本の金石学史上にあつて重要な著作であることを記すことにしたい。

『墓碑考』上・下巻二冊の刊本は稀覯本とはいえないまでも、今日、さほど多くは流布していないようであるが、管見の限りでは少なくとも三種の刊本がある。東北大学図書館狩野文庫本と早稲田大学中央図書館千屋文庫本は同じ版本で、弘化三年(一八四四)丙午六月の村上恒夫の「小伝」に始まり、巻末に同年季夏の小石龍の「跋文」があり、刊記はない。ところが東京都立中央図書館特別買上文庫の河田烈旧蔵本には「愛日楼蔵弁」の蔵書印があり、佐藤一斎(一七七二〜一八五九)の旧蔵であつたことがわかり、「小伝」の前に弘化二年孟春月下澣の一斎の叙(以下「叙」)。「愛日楼全集」巻九「墓誌考叙」が

り、刊記は「弘化四年丁未吉月穀旦梓行 発売書戸 江戸芝神明祠前岡田屋嘉七 京師京極五條橋北 天王寺屋市郎兵衛」とある。また同特別買上文庫中山久四郎旧蔵本は河田烈旧蔵本と同じではあるが刊記は「京都書林 麩屋町通四条下ル二丁目 双岳堂一止人 額田正三郎」とある。また後二者には下巻二葉の表と裏、六葉表の欄外に一ヶ所ずつ狩野文庫本などにはない標書が見られる。これら三者の刊行の前後関係などは未詳であり、他の刊本との比較が求められよう。

一齋の「叙」は弘化二年のもので、村上の「小伝」、小石の「跋文」は同三年である。「叙」によると、一齋は京撰を遊学した四十年前の折、淇園のもとで金城のことを「学頗博、談極奇。又好為人之所不為。」と聞いたが、金城はその席にはいなかった。淇園の門下であった小浜樸齋（安政二年六七歳没）が『墓碑考』を携えてきて金城が没したこと、村上が校補したことをいい「叙」を求めたので読んで、「墓誌起原、制度沿革、書式名例、燦然具備。援据極為精覈、果知能為人之所不為、不違於所聞也。」と記し、『墓碑考』は人の為さざる所を為した書籍であるとす。墓碑を墓誌と誤っているところはさておき、『墓碑考』は日本では従来、類書がなかったいわば墓碑や墓誌などに関わる概説書であると評価したのである。

『墓碑考』は「叙」、「小伝」に始まり、ついで村上による「例言」、そして「目」があつて本文になる。巻頭には「墓碑考卷上／伏見 米田寅 子虎原稿／平安 村上恒夫元君校補」とあり、巻末に「跋文」がある。「跋文」に「其門人村上恒夫頃者校訂、与今堀某謀刊而公于世。」

とあることからすると、金城の原稿を村上が校訂し、今堀某が刊行に関わったことがわかるが、これら「跋文」や「例言」では一齋の「叙」に言及していないのは不思議である。

『墓碑考』の内容は「例言」と「目」の全文を示せば知りうる。以下、それらをあげて簡単な説明を加えることにする。「例言」は五則よりなる。第一則は、

一本邦碑誌之制、上古無聞、中世有壙誌、碑亦罕有。後又多依浮屠法、代碑以塔、碑制幾廢。而至近代、則墓碑林立、或有刻銘詞者、一模倣漢土之制。於是考證百端、雖博識之士、不能悉臆記。而其例散見諸書、學者每勞搜索。是此書之所以作也。塔壽藏等附録于各条、以備参考。

とある。日本では上古に碑誌はなく、中世には壙誌があつたとするが、ここでいう上古はいつ頃までを指すか明らかではなく、上巻十五葉裏の村上の按語には「本邦中古壙誌近年多出於土中者。金牌或銅牌、書例不一。今举其簡質者。」として「文禰麻呂墓誌」の誌文を記している。この墓誌は慶雲四年（七〇七）に没した文禰麻呂のもので、天保二年（一八三二）の出土であり、今日でいう古代の墓誌にあつて誌文の一番短いものである。それゆえここでいう壙誌とはいわゆる古代の墓誌を指していることになる。村上は金城没後の出土資料をもふまえて校訂しているのである。仏教によって碑に代わって塔がつくられるようになり、碑制は廢れたが、近代になると墓碑が林立し、中国の例に倣うようになり、その典拠を諸書に求めるようになったので、『墓碑考』

をつくつて学者の便にするという。また仏教の塔や寿蔵も付記するという。本則はいわば『墓誌考』撰述の目的を明らかにしているのである。江戸時代になると様々な碑石が立石されたが、それらの史料の典拠を示そうとしたのである。

第二則は、

一 清王昶金石萃編、所収不及元已下。蓋尚古也。然時勢之異、有可行於前而不可行於後者、有古可無而今可有者。何必固執古、故此書採及明清。要在參酌諸例而以義斷也。

とある。『墓碑考』はかなり広範囲に諸書を引用しているが、元までを対象としている『金石萃編』の欠を補い明清の書籍をも参照しているのである。この点、今日でも有用である。

第三則は、

一金城先生原本、未經淨録、多有魯魚之舛。今更加考正、又補其遺漏者。按字上小書賤名、以分玉石、欄上標書者盡係管見。

とある。金城の原稿は完成稿ではなく魯魚の誤りもあるので村上が考正したという。『墓碑考』は金石関係の諸書を引用した後に金城と村上の按語がかなり付されており、金城の部分は「寅按云々」とするが、村上の部分は「恒夫按云々」とあって、この恒夫の二字は小字とし、金城の玉と村上の石をわけ、且つ欄上の標書は村上によるという。

第四則は、

一所引諸書、足以考證則已。故其文多節略者。從簡也。とある。引用文は考證に足ればよいので節略も多いという。

第五則は、

一 凡古碑例、諸書所収載者每著其書名、其拠于石刻者則闕。既得其本不復逐末也。

とある。文章を引用する場合は書名をあげるが、石刻の名称を記す場合はその書名はあげないというのである。一例をあげれば、巻上の「誌」の村上の按語に『博物志』巻八を節略して引用するが、その後に韓愈の「女挈壙銘」(『昌黎先生集』巻三五)等の名称をあげており、それらは名称のみで書名はあげていない。

以上が「例言」である。ついで「目」つまり目次は、上巻が、

起源 神道 誌 碑 碣 表 碑陰 先塋碑 附塔 寿蔵
であり、下巻は、

題例 附題主式 諭 序例 附行状 銜例 総要

である。一斎は「叙」に「起原、制度沿革、書式名例、燦然具備」と記したように、巻上では墓碑関係の起原、制度、沿革を、巻下では書式、名例を諸書を引用して記しており、いわば概説的な内容になっているのである。「総要」はいわば結論で、金城と村上の按語からなっている。

これら各項目の内、一例として「碑」を見て行くと、まず『隋書』巻八の「礼儀志」、『唐会要』巻三八「葬」を引用し、ついで柳宗元『唐柳先生集』巻九の「故兵部郎中楊君墓碣」より「葬礼」、そして『金石例』を引いて、村上の按語がある。ついで明の『太祖実録』が引用され、これについての村上の按語では『明会典』、丘濬の『朱子家礼』の

注、唐六典』等の葬礼関係をかなり詳しく引用する。次に『大清律』の葬礼を引用して、金城の按語があり、これは『水経注』を引き、ついで村上の按語では『明会典』を引く。この「碑」の部分は官品と碑の形制に関わることで、ことに亀趺にふれる部分が多い。江戸時代になると亀趺を持つ石碑が見られるようになるが、官品との関係からすると問題もあつた。おそらくこのような背景もあつたことであらう。^(註六)

以上で『墓碑考』の概要は知り得よう。「跋文」には「先生務於實用、而略於文辭。故其所著多不入時好。此書亦其一也。雖然其考證的確、便于學者。豈可与世之銜麗藻而徒娛人目者同日而論乎哉。」とあつて、文辭より實用に務め、時好に流れない金城の学問の性格をいい、『墓碑考』はその一例で、考證は的確で便利であり、世の人目を楽しませるような著作とは同日に論ずべきではないとしている。

日本の金石学研究は江戸時代中期より始まり、藤貞幹の『好古小録』、『好古日録』、屋代弘賢の『金石記』、市川寛斎の『金石私志』、松平定信の『集古十種』、狩谷掖斎の『古京遺文』などをへて、西田直養の『金石年表』や山本隠倫の『尚古年表』のような年表にたどりつくが、^(註七)これらは皆な日本を対象としたものであつて、中国を対象としたものではない。このような流れにあつて中国の金石書をふまえたいわば墓碑関係概説書である『墓碑考』が著述されたのは意義あることであり、この著述は墓碑などを立石するうえでの案内書として実用的であり、「例言」の第一則に記された通りである。それを果たしたのが金城で

あり、補訂したのが村上であつた。『金石年表』は天保九年(一八三八)、『墓碑考』は弘化三年(一八四六)の頃には刊行されたのだから、ともに江戸時代の金石学の集大成という役割をはたしたものといえよう。

いわば町人学者であつた金城がなぜこのような著作を著したかは知るすべはないが、「跋文」にあるように、金城が實用に務めたこと、あるいは『雜器異名(考)』のように具体的な器物に関心を示したようなので、彼は墓碑などに関心を持ったのであろう。一方、師である淇園の『淇園文訣』巻上に「文章ヲ書ニ考トナルベキ書ニハ」として「墓銘ノ例ヲ見ルニハ金石三例」、「文体ヲ知ルニハ 文体明弁」などとあるように、「金石三例」や「文体明弁」があげられており、これらは初心者が学ぶ基本的な書籍である。『墓碑考』の下巻は「書式、名例」の概説であり、淇園の学問の一端を發展させたといえよう。

四

以上、米谷金城について素描し、彼の著作である『墓碑考』を紹介した。彼は従来ほとんど注目されることのなかった町人学者といえよう。そして『墓碑考』も注目されることはなかったが、この書は中国の金石書をふまえた墓碑関係の概説書であり、日本の金石学史上にあつて『金石年表』とともに江戸末における日本の金石学を集大成する著作といえよう。

ところで、金城には「墓誌銘」と墓表がある。願生寺本堂前の墓表は方趺に円首の碑が乗った形制である。これが『墓碑考』の記述を反映しているのかは未詳であるが、『墓碑考』巻上の「表」に引く黄宗羲の『金石要例』には「墓表之製方趺円首可知矣」とあること、これをふまえて村上の按語では「墓表為文自景君始、則是碑表雖異名其實一也。金石例墓表引文公家礼并注、為圭首。而黄宗羲謂、墓表之製方趺円首、則是与碣同。要之墓表之名、不拘円圭通而称之也。」とあることよりすれば、黄宗羲に従って方趺円首ということになる。

一方、金城には「墓誌銘」がつくられているが、では墓誌銘を刻した墓誌はあるのだろうか。彼の墓の墓石の周りには誌文が刻されているわけではない。江戸時代の墓誌で墓中に置かれた例はあり^(註八)、彼の「墓誌銘」の銘の部分は彼の生涯をまとめて、

豊公之墟、猶称天府、藹々蒼々、花畦葦渚。茲生畸人、米谷子虎、非仕非隱、理財行賈。果遂初志、讀書尚古、学有師承、克以文著。仗義極屯、何其懿歟、紀載勒石、爰得其所。

と記している。「記載は石に勒し、爰にその所を得たり」としているのだから、墓中にこの「墓誌銘」を刻した墓誌があってもおかしくはあるまい。尚、図IIIは東京都立中央図書館特別買上文庫渡辺金造旧蔵資料中の金城の書軸「中元前一日述懐」である。

註

(一) 森 統三「応挙伝簡記」(『森統三著作集』巻三、中央公論社、昭和四十六

年)、同「大原左金吾」(『著作集』巻七、昭和四十六年)。近世儒家文集集成第九卷『淇園詩文集』高橋博巳解題(ペリかん社、昭和六十一年)。

(二) 『京都名家墳墓録』は墓表を「金城米谷處士墓銘」と、『伏見町誌』は「金城米谷居士墓票」と誤っている。両者の録文には誤字あるいは誤記、脱落があり、それぞれ完全なものではない。墓表は正二位前権大納言藤原資愛家額、正二位前権中納言藤原豊季撰であり、「小伝」によると、前者は日野亜槐(弘化三年六七歳没)で、後者は小倉黄門である。小倉については未詳であるが、「墓表」によると皆川淇園のもとで金城とともに業を受けたという。

(三) 願生寺の過去帳をみても金城の家系については不分明である。尚、荷付については『伏見町誌』に『伏見役付鑑』記載として天保十二年現在の諸問屋仲間年寄に「魚荷付株 大阪屋次郎兵衛」がみえる。

(四) 「墓誌銘」では「鎮台某侯賜其所親漁鯉魚、褒賞之、実甲寅之歳也」とあるが、甲寅は明和七年(一七七〇)か天保元年(一八三〇)で、明らかに誤りである。

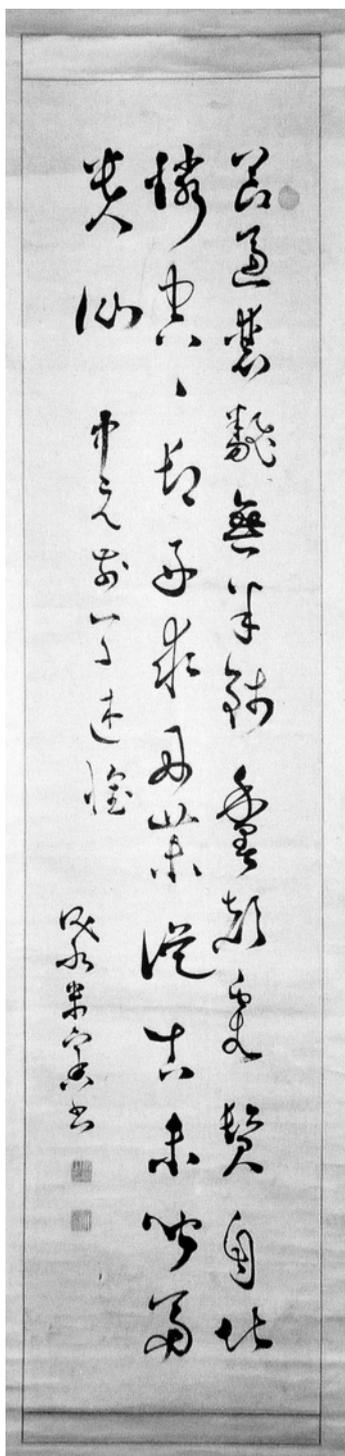
(五) 天理図書館蔵本は編者つまり金城自筆といわれ、無窮会織田文庫にも写本が蔵されている。後者の序文には「寅聞之師云々」、「寅曰」などの部分があり、金城がかなりの増補をしている。

(六) 平勢隆郎『亀の碑と正統』(白帝社、二〇〇四年)、拙稿「津和野神社の亀井茲矩の亀石碑へ武霊社之碑」をめぐって」(『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編第五巻、二〇〇六年)参照。

(七) 拙稿「西田直養の『金石年表』と『古物金石相撲』——『金石年表』関係事項一覽——」(『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編第五三巻、二〇〇四年)参照。

(八) 拙稿「江戸時代の墓誌」(『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編第五六巻、二〇〇七年)参照。

(付記) 小稿は平成十六〜十九年度科学研究費基盤研究(C)による研究成果の一部である。関係図書館、願生寺には御世話になった。記して感謝したい。
(丁亥九月六日稿)



图III 米谷金城書軸



图I 米谷金城墓



图II 米谷金城墓表